

## 社会福祉法人宮内中央福祉会 役員費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮内中央福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の費用弁償等について定めたものとする。

### (業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員の研究會への参加及び他の施設の視察業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

### (費用弁償)

第3条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区 分	1日当たりの額
住所地が長岡市内にある者	5,000円
その他の者	6,000円

2 前条の(4)(5)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人宮内中央福祉会旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員等の住所地を起点として計算する。但し、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人宮内中央福祉会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

### (適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない

### (雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

### 附則

- 1、この規程は、平成29年4月1日から施行する。